

議第34号

呉市墓地条例及び呉市公園墓地条例の一部を改正する条例の制定について

呉市墓地条例及び呉市公園墓地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市墓地条例及び呉市公園墓地条例の一部を改正する条例

(呉市墓地条例の一部改正)

第1条 呉市墓地条例(昭和30年呉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表を改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用面積の増加)</p> <p>第8条 墓地の使用者(以下「使用者」という。)が<u>墓地面積</u>を増加して使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>前項の場合、市長は、第4条の範囲内でこれを許可することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の場合、新旧面積を合算し、第5条第1項の規定により使用料額を定め、その不足額を徴収する。ただし、既納の旧使用料額が当該面積に相当する現行使用料額と相違するときは、既納の旧使用料額を現行使用料額に換算するものとする。</u></p>	<p>(使用面積の増加)</p> <p>第8条 墓地の使用者(以下「使用者」という。)は<u>使用区画の面積</u>を増加して使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。<u>この場合において、増加後の使用区画(増加前及び増加分の使用区画を合わせた使用区画をいう。)の面積は、第4条に規定する面積を超えることはできない。</u></p> <p>2 <u>前項の許可を受けた使用者は、当該増加分の使用区画の面積について第5条第1項の規定により算出した額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(使用区画の変更)</p> <p>第8条の2 <u>使用者(蒲刈墓地に係る者を除く。)は、高所から低所への使用区画の変更その他の利便性を向上するために使用区画の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の許可を受けて変更する使用区画の面積が、当該変更前の使用区画の面積より増加する場合に準用する。</u></p>

(使用権の承継)

第13条 墓地の使用権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰する者によつて承継する場合のほか、これを移転してはならない。

(使用権の消滅)

第16条 次の場合は、墓地の使用権は消滅する。

(1) 使用者である宗教法人が解散したとき又は使用者の死亡後第13条に規定する者が承継の手續をしないで、5年を経過したとき。

(2)・(3) 略

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
神原墓地	呉市神原町，同宮原村字中林山，同宮原村字真梨山，同宮原村字桜ヶ原
略	
吉浦墓地	呉市新出町，同吉浦町字横尾，同吉浦町字笠岩
略	

(使用権の移転の禁止)

第13条 墓地の使用権は、次に掲げる場合のほか、これを移転してはならない。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第897条第1項の規定により承継する場合

(2) 高齢，疾病等の理由により墓地の使用区画の維持管理が困難になつた使用者が市長の許可を得て譲渡する場合

2 民法第897条第1項の規定により墓地の使用権を承継した者は，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用権の消滅)

第16条 次の場合は、墓地の使用権は消滅する。

(1) 使用者である宗教法人が解散したとき又は使用者の死亡後第13条第2項の規定による届出をしないで5年を経過したとき。

(2)・(3) 略

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
神原上墓地	呉市宮原村字中林山，同宮原村字真梨山，同宮原村字桜ヶ原
神原下墓地	呉市神原町
略	
吉浦墓地	呉市新出町，同吉浦町字横尾，同吉浦町字笠岩， <u>同吉浦町字兎谷</u>
略	

(呉市公園墓地条例の一部改正)

第2条 呉市公園墓地条例（平成16年呉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料等の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>使用者が第7条の規定により使用料等を納付した日から起算して5年以内に墓地を返還したとき</u> 既納の使用料等の半額</p>	<p>(使用料等の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>使用者が第5条の許可を受けた日から起算して5年以内に墓地を返還したとき</u> 既納の使用料等の半額</p> <p>(3) <u>使用者が第5条の許可を受けた日から起算して5年を経過した日以後に墓地（一度も墓碑の設置をしたことがないものに限る。）を返還したとき</u> 既納の使用料等の4分の1の額</p>
<p>(使用権の承継及び使用権の譲渡の禁止)</p> <p>第10条 墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）は、<u>使用者の死亡その他の理由により当該使用者に代わって祭祀を主宰する相続人、親族又は縁故者（以下「相続人等」という。）に限り、市長の許可を得て承継することができる。</u></p>	<p>(使用権の移転の禁止)</p> <p>第10条 墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）は、<u>次に掲げる場合のほか、これを移転してはならない。</u></p> <p>(1) <u>民法（明治29年法律第89号）第897条第1項の規定により承継する場合</u></p> <p>(2) <u>高齢、疾病等の理由により墓地の使用区画の維持管理が困難になった使用者が市長の許可を得て譲渡する場合</u></p>
<p>2 <u>前項の規定により承継する場合のほか、使用権を他人に譲渡することはできない。</u></p> <p>(使用権の消滅)</p>	<p>2 <u>民法第897条第1項の規定により墓地の使用権を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(使用権の消滅)</p>

<p>第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>使用者が死亡してから5年を経過しても相続人等から使用権の承継の申請がないとき。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>使用者の死亡後、第10条第2項の規定による届出をしないで5年を経過したとき。</u></p> <p>(2) 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の呉市公園墓地条例第9条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に返還したものに適用する。

(提案理由)

市営墓地の使用者の利便性の向上及び公園墓地の利用促進を図る等のため、この条例案を提出する。